

平成 25 年 11 月 13 日(水)

衆議院 法務委員会

衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「法曹養成制度改革の推進について」法曹養成制度関係閣僚
会議決定(平成25年7月16日) 1-3頁
- ・資料2 「【参考】入学定員の適正化の経過(法科大学院全体の状況)」
法曹養成制度検討会議第14回会議(平成25年6月6日)
文部科学省説明資料 4頁
- ・資料3 「司法試験改革について(案)」法曹養成制度改革顧問会議
第2回会議(平成25年10月10日)資料 5頁
- ・資料4 「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」より抜粋
閣議決定(平成21年3月31日) 6-7頁
- ・資料5 「平成25年司法試験法科大学院等別合格者数等(合格率順)」
法務省作成資料 8頁
- ・資料6 「提携ローン」金融庁作成資料 9頁
- ・資料7 「主要行等向けの総合的な監督指針」より抜粋
金融庁(平成25年8月) 10-11頁
- ・資料8 「作業分科会における検討(2)」より抜粋 法制審議会新時代の
刑事司法制度特別部会第21回会議(平成25年11月7日)
配布資料 12-14頁

法曹養成制度改革の推進について

平成25年7月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第1 今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、2年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第3 今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を2年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第4 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

- (1) 分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。
- (2) 集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。
- (3) 司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

2 法科大学院について

- (1) 法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、1年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ 閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、1年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ 上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において2年以内に検討し、結論を得る。

- (2) 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を1年以内に検討して結論を得た上、2年以内にその結論に沿った実施を開始する。
- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

- (1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後5年以内に5回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の3科目に限定するために、所要の法案を1年以内に提出する。
- (2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、2年以内に結論を得る。
- (3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、2年以内に結論を得る。
- (4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、2年以内に結論を得る。

【参考】入学定員の適正化の経過（法科大学院全体の状況）

① 入学定員の削減：平成22年度から、全ての法科大学院が削減（約30%の減）

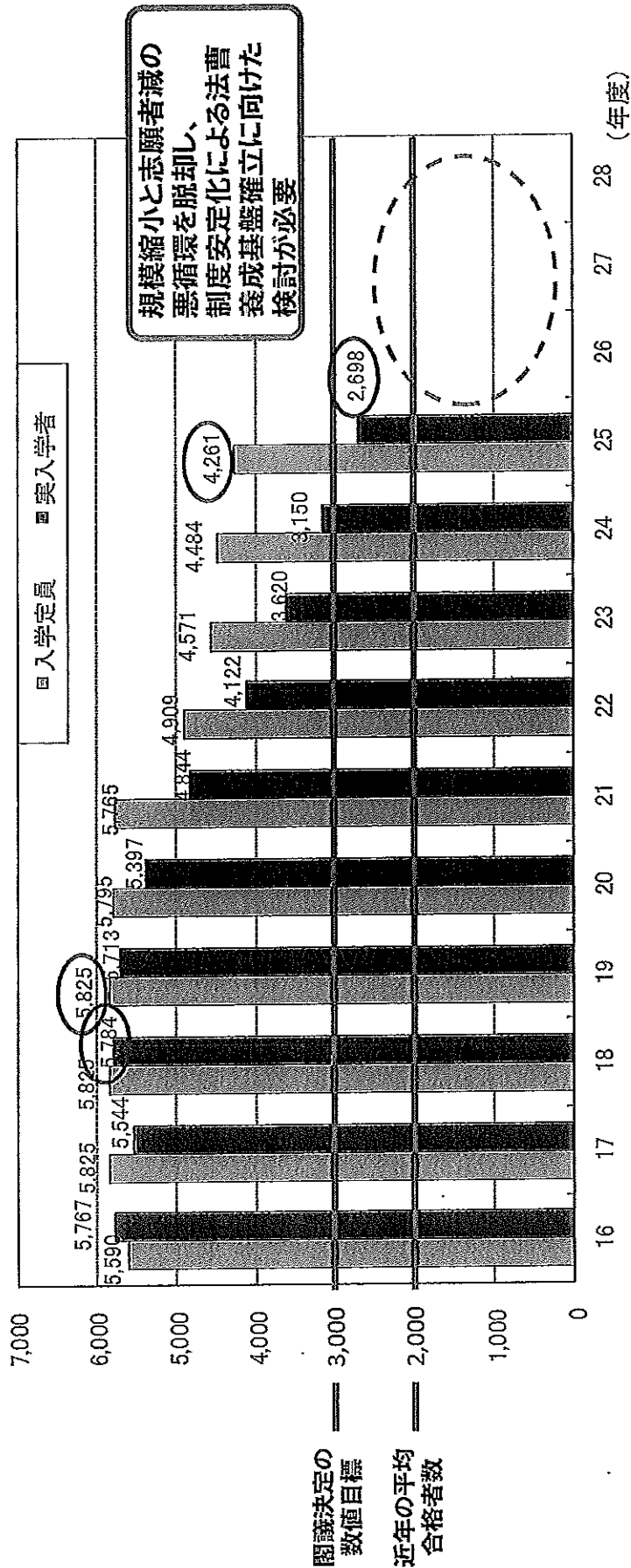
② 競争倍率の確保：合格者数を抑制し、実入学者数も、大幅減少（50%強の減）

③ 入学定員充足率の確保などを通じた入学定員と実入学者数の差を縮小する方向での定員削減の促進



入学定員と組織見直しの
在り方に関する方策の検討

(人)



(注) グラフ中、「青い囲み」は入学定員のピーク時から現在までの減少の推移、また、「赤い囲み」は実入学者数のピーク時から現在までの減少の推移

司法試験改革について(案)

現行制度

受験回数制限

法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回まで

司法試験

〈短答式試験〉

- ・公法系科目(憲法, 行政法)
- ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
- ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)

〈論文式試験〉

- ・公法系科目(憲法, 行政法)
- ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
- ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)
- ・選択科目(倒産法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 国際関係法(公法系), 国際関係法(私法系)から1科目選択)

予備試験

〈短答式試験〉

憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 一般教養科目

〈論文式試験〉

憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 一般教養科目, 法律実務基礎科目

〈口述試験〉

法律実務基礎科目(民事・刑事)

改正案

受験回数制限

◎法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に5回まで

司法試験

〈短答式試験〉 ◎憲法・民法・刑法に限定

- ・憲法
- ・民法
- ・刑法

〈論文式試験〉 ☆選択科目を廃止

- ・公法系科目(憲法, 行政法)
- ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
- ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)

予備試験

〈短答式試験〉 ☆憲法・民法・刑法に限定

憲法, 民法, 刑法, 一般教養科目(免除あり)

〈論文式試験〉 ☆選択科目を追加, 一般教養科目廃止

憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 選択科目, 法律実務基礎科目

〈口述試験〉

法律実務基礎科目(民事・刑事)

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
②法科大学院 非修了者への 司法試験 受験資格の 確保 (法務省)	a 予備試験の実施に際しては、法科大学院修了者と同様の素養があることを判断するためのものであるという本来の趣旨を確保する必要があり、したがって、新司法試験の合格率において予備試験合格者と法科大学院修了者との間で可能な限り差異が生じないようにすべき等との観点を踏まえつつ、両者の公平性が保たれるように予備試験の方法や合格者数等について見直しを行っていく。	改定・法務ア②a	逐次実施(予備試験は平成23年より実施)		
	b 法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約7～8割)の者が新司法試験に合格できるよう努める。 その際、新司法試験は、資格試験であって競争試験ではないことに留意し、司法修習を経れば、法曹としての活動を始めることができる程度の知識、思考力、分析力、表現力等の資質を備えているかどうかを判定する試験として実施し、既に実施された試験については、このような観点からの検証を行った上でその結果を速やかに公表する。	重点・法務(4) ②〔改定・法務ア②b〕	一部措置済	継続的に実施	
	c (ア) 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配意しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修	重点・法務(4) ⑦〔改定・法務ア②c(ア)〕	逐次検討・実施		

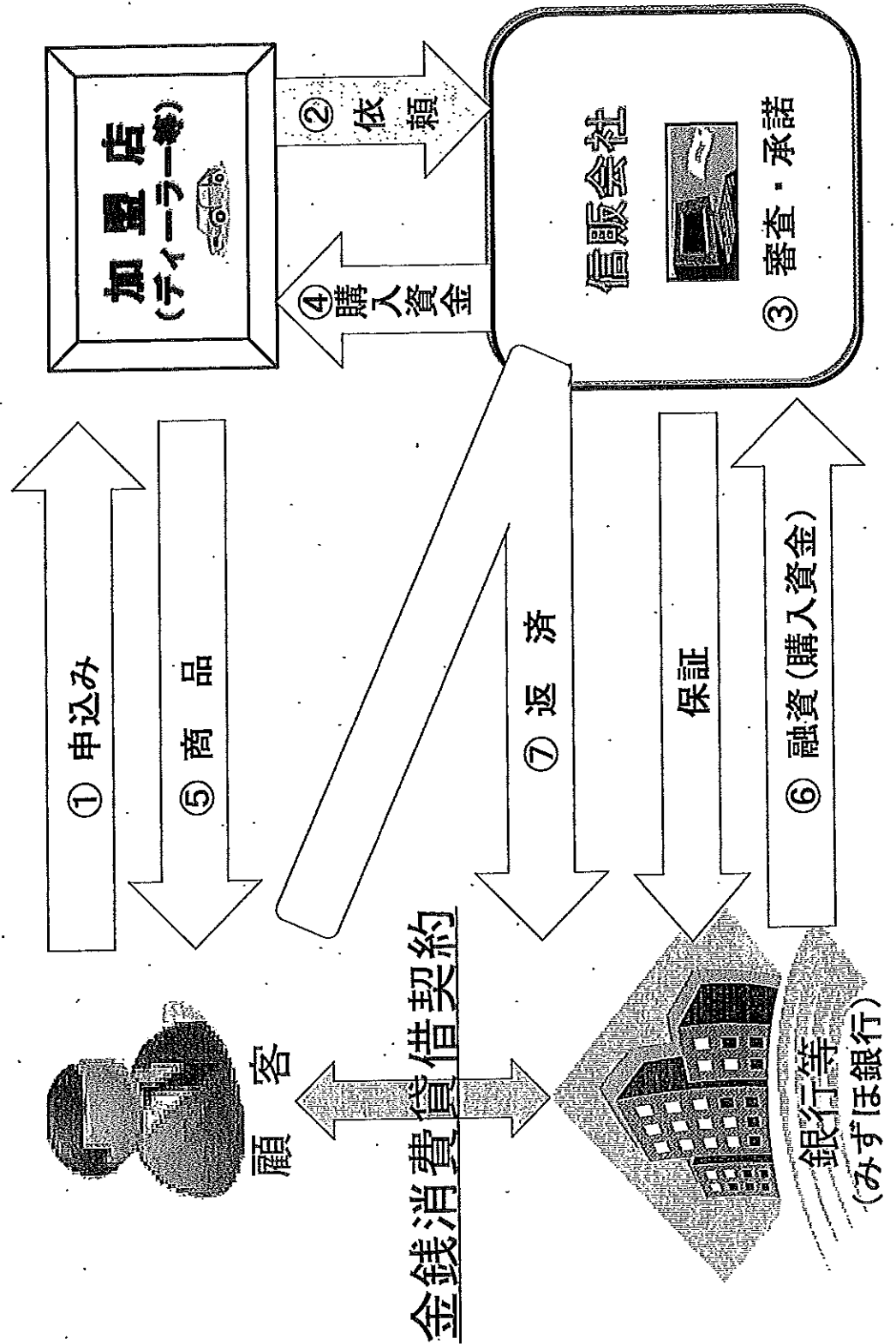
事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。 これは、法科大学院修了者と予備試験合格者が公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。 法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。 したがって、たとえば、予備試験の法律基本科目及び法律実務基礎科目に関する出題について、一般的に、法科大学院で指導・学習の対象となっていないものを出題範囲に含めたり、法律基本科目及び法律実務基礎科目並びに一般教養科目の出題内容の難易度を、法科大学院を修了できる水準に照らして高く設定したりすることによって、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法曹資格を得るにあたり、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにする。				

平成25年司法試験法科大学院等別合格者数等（合格率順）

	受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者	最終合格者数	合格率
予備試験合格者	167	167	120	71.86%
慶應義塾法科大学院	354	295	201	56.78%
東京大法科大学院	357	294	197	55.18%
三橋大法科大学院	123	108	67	54.47%
京都大法科大学院	246	216	129	52.44%
愛知大法科大学院	28	24	12	42.86%
首都東京法科大学院	96	74	39	40.63%
中央大法科大学院	442	369	177	40.05%
早稲田法科大学院	479	371	184	38.41%
千葉大法科大学院	65	48	24	36.92%
神戸大法科大学院	125	102	46	36.80%
大阪大法科大学院	140	110	51	36.43%
名古屋大法科大学院	120	90	40	33.33%
北海道大法科大学院	150	115	50	33.33%
大阪市立大法科大学院	106	83	35	33.02%
上智大法科大学院	174	125	46	26.44%
創価大法科大学院	88	67	22	25.00%
岡山大法科大学院	70	47	17	24.29%
九州大法科大学院	162	117	39	24.07%
東北大法科大学院	173	133	39	22.54%
同志社大法科大学院	190	130	42	22.11%
山梨学院大法科大学院	46	32	10	21.74%
南山大法科大学院	66	41	14	21.21%
法政大法科大学院	143	89	30	20.98%
関西学院大法科大学院	163	98	34	20.86%
新潟大法科大学院	53	25	10	18.87%
広島大法科大学院	101	60	19	18.81%
琉球大法科大学院	32	20	6	18.75%
香川大法科大学院	27	14	5	18.52%
明治大法科大学院	354	224	65	18.36%
金沢大法科大学院	39	24	7	17.95%
青山学院大法科大学院	57	33	10	17.54%
名城大法科大学院	58	36	10	17.24%
島根大法科大学院	24	15	4	16.67%
立命館大法科大学院	242	162	40	16.53%
筑波大法科大学院	62	40	10	16.13%
東洋大法科大学院	52	27	8	15.38%
横浜国立大法科大学院	86	65	13	15.12%
立教大法科大学院	121	74	18	14.88%
熊本大法科大学院	49	30	7	14.29%
関西大法科大学院	135	89	19	14.07%
神奈川大法科大学院	43	27	6	13.95%
甲南大法科大学院	75	42	10	13.33%
成蹊大法科大学院	91	67	12	13.19%
中京大法科大学院	26	18	3	11.54%
学習院大法科大学院	63	40	7	11.11%
広島修道大法科大学院	36	22	4	11.11%
北海学園大法科大学院	28	16	3	10.71%
信州大法科大学院	50	35	5	10.00%
白鷗大法科大学院	30	16	3	10.00%
西南学院大法科大学院	52	30	5	9.62%
福岡大法科大学院	32	18	3	9.38%
明治学院大法科大学院	96	45	9	9.38%
専修大法科大学院	99	55	9	9.09%
駒澤大法科大学院	38	24	3	7.89%
愛知学院大法科大学院	39	20	3	7.69%
桐蔭横浜大法科大学院	103	43	7	6.80%
獨協大法科大学院	63	26	4	6.35%
関東学院大法科大学院	32	18	2	6.25%
東北学院大法科大学院	32	19	2	6.25%
日本大法科大学院	149	75	9	6.04%
大阪学院大法科大学院	37	19	2	5.41%
國學院大法科大学院	59	32	3	5.08%
近畿大法科大学院	41	22	2	4.88%
久留米大法科大学院	42	15	2	4.76%
駿河台大法科大学院	85	43	4	4.71%
京都産業大法科大学院	51	17	2	3.92%
龍谷大法科大学院	80	36	3	3.75%
静岡大法科大学院	29	13	1	3.45%
大宮法科大学院大学	96	45	3	3.13%
鹿児島大法科大学院	35	20	1	2.86%
大東文化大法科大学院	61	29	1	1.64%
神戸学院大法科大学院	34	20	0	0.00%
東海大法科大学院	53	17	0	0.00%
姫路獨協大法科大学院	8	0	0	0.00%
総計	7,653	5,259	2,049	

(注) 受験者数には、途中欠席者を含む。

提携窓口



○ 主要行等向けの総合的な監督指針

Ⅲ-3-1-4 反社会的勢力による被害の防止

Ⅲ-3-1-4-1 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む金融機関においては、金融機関自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。

もとより金融機関として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、金融機関においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって金融機関や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

Ⅲ－３－１－４－２ 主な着眼点

反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

- (1) 反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。
 - ① 反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。
 - ② 定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。
 - ③ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。

Ⅲ－３－１－４－３ 監督手法・対応

検査結果、不祥事件等届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 24 条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第 26 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 26 条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 27 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。

取調への録音・録画制度

第1 一定の例外事由を定めつつ、原則として、被疑者取調への全過程について録音・録画を義務付ける制度

考えられる制度の概要

- 1 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、次に掲げる事件について逮捕又は勾留されている被疑者を当該事件について刑訴法第198条第1項の規定により取り調べるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。）に記録しなければならないものとする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、1の記録をしないことができるものとする。
 - ① 記録に必要な機器が故障したこと、通訳人が記録を拒んだことその他のやむを得ない事情により、1の記録をすることが困難であると認めるとき
 - ② 次に掲げる事情があり、1の記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないおそれがあると認めるとき
 - ア 被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあること
 - イ 被疑者が1の記録を拒んだことその他の事情
 - ③ その他
- 3 1及び2は、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項、第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合について、これらを準用するものとする。

【検討課題】

1 録音・録画義務の対象とする取調べ

- いわゆる余罪取調べの取扱いについて、どのように考えるか。

2 録音・録画義務の例外

(1) 例外①について

- 具体的な要件をどのようなものとするか。

(2) 例外②及び③について

ア ②ア（加害行為等のおそれ）について

- 具体的な要件をどのようなものとするか。

イ ②イ（被疑者の拒否等）について

- 被疑者が拒否の意思を明示した場合以外でも、被疑者が十分な供述ができないおそれがあると認める場合は、例外とするか。
- 具体的な要件をどのようなものとするか。

ウ ③（その他）について

- 関係者の心情、名誉、利益等が著しく害されるおそれがある場合に、例外とするか、あるいは例外とはせず他の方策により対処するか。
- 捜査上の秘密や、専ら情報収集目的で行う取調べの取扱いについて、どのように考えるか。

3 実効性の担保

- 録音・録画義務違反が生じた場合の供述の証拠能力については、特別の規定を設けず、一般法則（自白法則、違法収集証拠排除法則）によるものとするか。
- 任意性が争われた場合の立証・認定方法の制限として、録音・録画記録を必要的なものとする（立証・認定方法の制限）については、どのように考えるか。一般法則の考え方や、例外事由の在り方と整合的なものとなるか。

第2 録音・録画の対象とする範囲は、取調官の一定の裁量に委ねるものとする制度

考えられる制度の概要

- 1 司法警察員は、次に掲げる事件について、被疑者に対し、刑訴法第203条第1項（同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与えるときは、被疑者の供述及びその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができるものに限る。以下同じ。）に記録しなければならないものとする。検察官が、被疑者に対し、同法第204条第1項又は第205条第1項（これらの規定を同法第211条及び第216条において準用する場合を含む。）の規定により弁解の機会を与える場合も、同様とする。
 - ① 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪（刑法第77条の罪を除く。）に係る事件
 - ② 裁判所法第26条第2項第2号に掲げる事件であって、故意の犯罪行为により被害者を死亡させた罪に係るもの（①に該当するものを除く。）
- 2 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の供述を刑訴法第198条第3項の規定により調書に録取するときは、同条第4項に規定する手続の状況を記録媒体に記録しなければならないものとする。この場合において、同法第198条第5項の規定により調書に署名押印することを求めるときは、その状況についても記録媒体に記録しなければならないものとする。
- 3 1及び2にかかわらず、被疑者が記録を拒んだとき、又は記録に必要な機器が故障したこと、通訳人が記録を拒んだことその他のやむを得ない事情により記録をすることが困難であると認めるときは、記録をしないことができるものとする。
- 4 2のほか、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留されている被疑者の取調べを行うときは、被疑者の供述が任意にされたものであることを明らかにするため、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録するよう努めなければならないものとする。